様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、福岡労働局の関係事業主を代表する者柴岡浩之の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年７月15日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年７月27日

４　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成23年度土地改良換地士資格試験の実施について

平成23年度の土地改良換地士資格試験を下記により実施するので、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年７月15日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１　試験の実施期日　平成23年10月16日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

２　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、筆記の方法で行う。

⑴　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

⑵　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

３　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成23年７月15日（金）現在において施行されているものとする。

４　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴の場所のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に書留郵便で変更受験地及びその理由を平成23年９月８日（木）までに届け出ることとする。

５　受験手続

⑴　受験願書等の提出先　受験者の住所地を管轄する地方農政局長に郵送により提出する。

⑵　受験願書等受付期間　平成23年７月15日（金）から平成23年９月２日（金）まで（締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙等（受験願書用紙、試験免除申請書用紙及び受験の手引）は、平成23年７月15日（金）から平成23年８月23日（火）まで農林水産省農村振興局、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び各都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に赤字で「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、90円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

６　合格者の公表　合格者の公表は、平成23年11月14日（月）に官報に掲載するとともに、各地方農政局、国土交通省北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局の掲示場に掲示して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

公　告

国指定ウトナイ湖鳥獣保護区ウトナイ湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第４項において準用する同法第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎３階北海道地方環境事務所野生生物課（電話番号011―299―1954）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成23年７月15日　環境大臣　江田　五月

記

１　日時　平成23年８月８日（月）14時00分から16時00分まで

２　場所　北海道苫小牧市字植苗156番地26ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

３　案件　国指定ウトナイ湖鳥獣保護区ウトナイ湖特別保護地区の指定について

国指定西表鳥獣保護区及び同西表特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ沖縄県那覇市山下町５―21沖縄通関社ビル４階那覇自然環境事務所野生生物課（電話番号098―858―5824）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成23年７月15日　環境大臣　江田　五月

記

１　日時　平成23年８月９日（火）10時30分から12時00分まで

２　場所　沖縄県石垣市八島町２―27国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター

３　案件　国指定西表鳥獣保護区及び同西表特別保護地区の指定について